

住宅火災に係る被災者支援制度の概要

令和4年4月現在

1 応急措置

制度の概要	適用の条件	問合わせ先	備 考
災害救援物資の支給	被災により毛布、日用品等の必要な方	地域福祉課 TEL25-5029	日本赤十字社京都府支部 亀岡市地区の事業
被災廃棄物の自己搬入	火災により生じた廃棄物	資源循環推進課 TEL55-5305	火災により生じた廃棄物の量や性状等を確認するために、申請者や代理人等と現場立ち会いをさせていただきますので、手数料の減免を受けたいときは、一般廃棄物搬入申出書兼手数料減免申請書（り災証明書を添付）を同課に提出し、事前協議を行ってください。
市営住宅の提供	居住家屋の全焼、半焼又は一部消失した世帯	建築住宅課 TEL25-5048	入居期間の限度は、6ヶ月間です。 ・空きがある場合に限ります。 ・収入に応じた家賃相当額の納付が必要です。

2 火災見舞金等の支給

制度の概要	適用の条件	問合わせ先	備 考
災害見舞金の支給	火災により死亡又は住家が全壊等された方	秘書課 TEL25-5001	亀岡市災害見舞金等支給要綱

3 税金の減免等

制度の概要	適用の条件	問合わせ先	備 考
市民税等の減免	損害金額が被災住宅等の価格の10分の3以上で前年の合計所得金額が1,000万円以下	税務課 TEL25-5012	亀岡市税条例第51条 亀岡市税条例施行規則第24条
固定資産税・都市計画税の減免	火災により建物に著しい被害を受けた方(家屋の価格の10分の2以上)	税務課 TEL25-5013	亀岡市税条例第68条 亀岡市税条例施行規則第29条

国民健康保険料等の減免	災害等により重大な損害を受けた方	保健医療課 Tel25-5025	亀岡市国民健康保険条例第25条、第25条の2 亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱 亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱
後期高齢者医療保険料等の減免及び徴収猶予	災害等により著しい損害を受けた方	保健医療課 Tel25-5026	京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条、第18条 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱 京都府後期高齢者医療広域連合一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱
保育料の減額	被災により保育料の納付が困難と認められる方	保育課 Tel25-5028	亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則第6条
放課後児童会負担金の減免	放課後児童会を利用する児童の保護者で、被災により負担金の納付が困難と認められる方	社会教育課 Tel25-5199	亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例第8条 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則第7条
介護保険料の減免及び徴収猶予	火災により住宅・家財に著しい損害を受けた方	高齢福祉課 Tel25-5182	亀岡市介護保険条例第9条、第10条 亀岡市介護保険条例施行規則第28条、第29条

4 その他

制度の概要	適用の条件	問合わせ先	備考
り災証明書の発行	火災により、り災された方	亀岡消防署警防課 Tel22-9584	

※ 各制度は、冒頭年月日現在のものです。制度の内容が変わることがありますので、ご利用のときは、担当課（問合わせ先）にご確認ください。